

## 志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付選定委員会設置要項

(設置)

第1条 志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、スポーツ観光推進事業補助金交付事業を選定するに当たり、事前審査を実施するため、志摩市スポーツ観光推進事業補助金交付選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 政策推進部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 産業振興部長
- (5) 教育部長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は、副市長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出その他の協力等)

第5条 委員会は、その事業を遂行するため必要があると認めるときは、関係課その他の者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、産業振興部観光商工課に置く。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。